

4月1日から6月30日まで及び10月1日から3月31日までの
キャンプ活動（テント泊）の利用について

1 使用できる団体

藤沢市少年の森条例第4条第1項第1号から第5条の他に次の各号の要件を満たす団体であること。

(1) 宿泊棟を利用する団体で、団体活動のプログラムがキャンプ活動（テント泊）体験を必要としている団体。

(2) 野外活動における訓練を受けた指導者（※注1）が引率している団体。

※注1 ボーイスカウト ガールスカウト 日本キャンプ協会 NPO
法人自然体験活動推進協議会（CONE）等の発行する指導員
資格を有するもの。また、各市青少年活動等のリーダー研修も
含まれる。

2 使用できる期間

4月1日から6月30日まで

10月1日から3月31日まで

ただし、主催事業及び施設の管理の上、利用できない場合がある。

3 使用許可する施設

野外炊事場に隣接するテントサイト（位置図参照）

※ テント、毛布については、貸出しをしない。

4 利用料金 無料（シャワー等施設利用費は別途）

5 申し込み方法

キャンプ活動（テント泊）が必要な場合は、指定管理者に少年の森キャンプ使用申請書（様式1）に計画書（様式2）を添付したものを提出し、利用許可を受けなければならない。

※ 申請時に、引率する指導員の資格証を提示してもらい、野外活動における訓練を受けた指導者のいる団体であることを確認する。

6 申し込み期間

使用しようとする日の3月前から7日前まで

7 使用時の職員体制

宿直 1 名体制

※ 宿泊研修施設かわせみハウスの宿泊利用時と同対応である。

8 荒天時等の対応

天候急変、地震、火事等の緊急待避場所は、宿泊研修棟とする。

大雨、強風、地震や火事等により、キャンプ活動（テント泊）が危険な場合、危険が予想される場合には、宿泊棟利用に変更する。

9 キャンプ活動（テント泊）使用団体への確認事項

(1) 利用団体がテントを持参し、設営から撤収まで、団体での管理となること。

(2) テントの設営場所については、職員の立会のもと決定し、16時までに設営し、翌日の10時までに撤収すること。

(3) 使用後は、テントサイトを原状回復すること。

(4) 季節に応じた装備を用意すること。10月から3月に宿泊する場合には、冬季に対応する装備を用意すること。

※装備が整っていない場合には、テント泊を許可しない場合がある。

(5) 野外炊事場、営火場以外は火気厳禁。テント内及びテント周辺での火器の使用はしないこと。

(6) 天候急変時等の待避場所は、宿泊棟とする。

(7) 安全管理上、キャンプ活動（テント泊）が危険な場合、危険が予想される場合は、宿泊研修施設利用に変更の場合がある。

以 上